

## 平成26年度 福祉医療費助成制度 所得制限基準額算定方法

福祉医療費助成制度は、制度ごとに所得制限が設けられています。

平成 26 年 7 月 1 日以降、平成 25 年分の所得が下記の所得制限基準額未満の場合に、福祉医療費助成制度を受給することができます。

所得制限基準額となる市(区)町村民税所得割の税額の算定にあたっては、平成 24 年度から個人住民税の年少扶養親族および 16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養控除の廃止がなかったものとして算定します。

### ■所得制限基準額

受給者本人・保護者・扶養義務者等それぞれの市(区)町村民税所得割税額が 23 万 5 千円未満のかた。  
(寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除については、控除前の額)

### ■市(区)町村民税所得割税額の算出方法

平成 25 年中における扶養親族のなかに、下記に該当する扶養親族がある場合は、平成 26 年度市(区)町村民税所得割税額から一定額を控除した金額をもって、所得制限基準額未満かどうかを判定します。

控除対象年齢	控除額
①0 歳～15 歳(平成 10 年 1 月 2 日から平成 25 年 12 月 31 日以前にお生まれになったかた)の扶養親族がある場合	33 万円×人数×6%
②16 歳～18 歳(平成 7 年 1 月 2 日から平成 10 年 1 月 1 日以前にお生まれになったかた)の扶養親族がある場合	12 万円×人数×6%

$$\text{算定額} = \text{26 年度市(区)町村民税所得割税額} \\ - (\text{①0～15 歳の扶養人数} \times 33 \text{ 万円} + \text{②16 歳～18 歳の扶養人数} \times 12 \text{ 万円}) \times 6\%$$

(例)26 年度市(区)町村民税所得割税額:250,000 円

9 歳と 16 歳の扶養親族がある場合

$$25 \text{ 万円} - (\text{①【9 歳】}1 \text{ 人} \times 33 \text{ 万円} + \text{②【16 歳】}1 \text{ 人} \times 12 \text{ 万円}) \times 6\% = 223,000 \text{ 円}$$

(23 万 5 千円未満のため受給可)